

2026年4月1日からスタート!

対象

16歳以上の
自転車利用者

ルール違反は反則金がかかります

自転車の交通違反に 青切符!

自転車のルール、知っていますか?
—自転車は“クルマのなかま”—



主な違反と反則金

ながらスマホ



反則金 12,000円

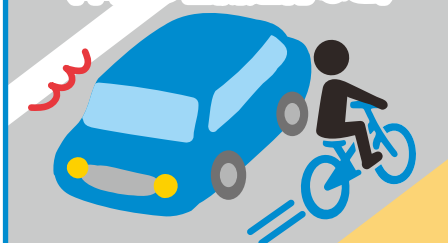
信号無視



反則金 6,000円

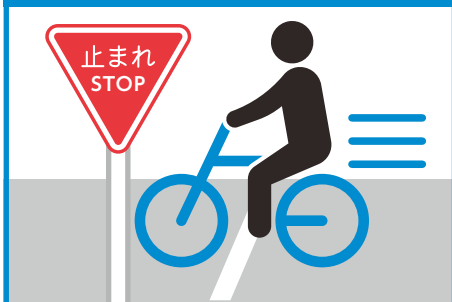
走る場所のルール違反

(車道の右側通行など)



反則金 6,000円

一時不停止



反則金 5,000円

並んで走る・二人乗り



反則金 3,000円

これは青切符では
すみません

●飲酒運転
●あおり運転

これまでどおり刑事罰の対象です。

交通ルールを守って安全・安心なまちに。 自転車の新しい制度 | 自転車ポータルサイト
出典: 警察庁ウェブサイト

お問い合わせ

今治市サイクルシティ推進協議会
(事務局: 今治市サイクルシティ推進課)

TEL: 0898-36-1547



自転車の基本ルール

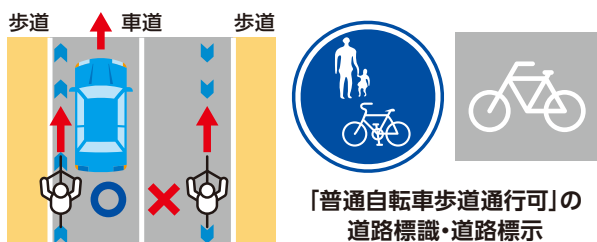
1 車道の左端を走ろう！

- 自転車はクルマの仲間です。車道の左側を走ります。
- ✗ 右側を走る「逆走」はとても危険！車と正面からぶつかるおそれがあります。

ブルーラインや矢羽根(進む方向を示すマーク)がある道路では、表示にそって進みましょう。

★歩道を通れるのは、こんな時だけ！

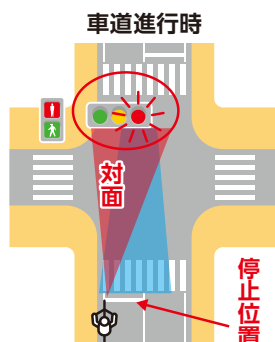
- 「自転車通行可」の標識があるとき
- 13歳未満の子ども ●70歳以上の方
- 体の不自由な方 ●車道が危険なとき(工事中など)



2 どの信号を見るの？

車道を走っているときは、車と同じ信号を見ます。
※ただし、歩道を走る時は歩行者用信号に従いましょう。
赤信号では、停止線の手前で止まりましょう。

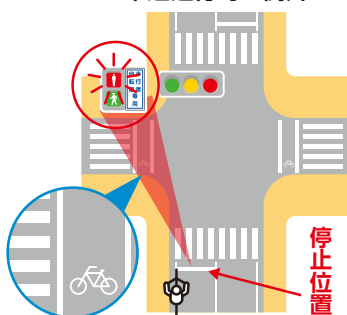
- ✗ 横断歩道まで出てはいけません。



★こんな信号や路面標示があるときは…

「歩行者・自転車専用」の信号があるときは、その信号に従って進みます。自転車横断帯がある場合は、そこを通りましょう。

車道通行時の例外



3 ヘルメットをかぶろう

ヘルメットは命を守る大切なものです。
子どもも大人も、かぶりましょう。



4 一時停止は必ず止まる

「止まれ」の標識や道路のマークがある場所では必ずいったん止まり、左右を確認しましょう。

- ✗ 自転車も止まらなければいけません。

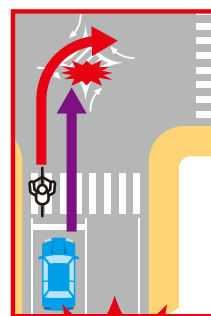


5 右に曲がるときは？

- 右折は「2回に分けて」
- ✗ 車と同じように曲がってはいけません。

- 1 いったんまっすぐ進む
- 2 向きを変える
- 3 前方の信号にしたがってもう一度まっすぐ進む

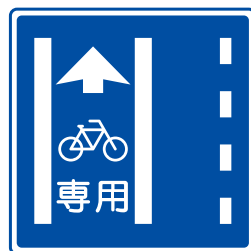
右折は二段階右折



自動車と同じような右折は違反

6 普通自転車専用通行帯 (自転車レーン)

- 自転車が通行するために設けられたレーンです。
- ✗ バイク・原付は通れません。
- 左側一方通行です。
- ✗ 逆走はできません。



— 整備中(予定含む)
— 整備済

